

令和4年第1回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和4年3月8日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和4年3月9日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 平岡弘資 |
| 総務部長   | 宗條勲  |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘 |
| 建設農林部長 | 堂森憲治 |
| 教育部長   | 隼田雅治 |
| 総務部次長  | 西岡隆司 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 住民生活部次長   | 立 花 太 郎 |
| 健康福祉部次長   | 西 村 ゆ り |
| 建設農林部次長   | 寺垣内 栄 作 |
| 教 育 部 次 長 | 堀 野 辰 夫 |
| 財 務 課 長   | 西 川 伸一郎 |
| 政策企画課長    | 須 賀 雅 彦 |
| 産業観光課長    | 榎 並 正 和 |
| 収納管理課長    | 福 嶋 春 樹 |
| 防災安全課長    | 花 岡 秀 城 |
| 生活環境課長    | 熊 野 孝 則 |
| 高齢者支援課長   | 井 原 志保里 |
| 子育て支援課長   | 佛 圓 至 裕 |
| 健康推進課長    | 桐 木 和 義 |
| 農林緑地課長    | 堀 野 准   |
| 都市整備課長    | 宗 像 雅 充 |
| 上下水道課長    | 多久見 良 数 |
| 会 計 課 長   | 福垣内 哲 治 |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 西 村 隆 雄 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 尾 濱 宏 教 |



8. 議 事 日 程 (第 2 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 5 議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 3 号 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 5 号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 6 号 熊野町消防団員の定員、任免、サービス等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 7 号 熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 13 議案第 9 号 町道の路線変更について
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 3 年度熊野町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 3 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 3 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 3 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 14 号 令和 3 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 15 号 令和 3 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 20 議案第 16 号 令和 4 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 21 議案第 17 号 令和 4 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 18 号 令和 4 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 19 号 令和 4 年度熊野町介護保険特別会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度熊野町上水道事業会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度熊野町下水道事業会計予算について

日程第 2 6 発議第 1 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 2 7 選挙第 1 号 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 2 8 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

○議長 (大瀬戸) ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、きのうに引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長 (大瀬戸) これより日程第 1、一般質問を行います。

8 番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8 番 (沖田) 8 番、沖田でございます。通告に従いまして、私からは 2 点について質問をさせていただきます。

1 点目に、子育て支援の充実についてですが、現在、市区町村には母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世帯包括支援センターと児童福祉法に基づき虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する子ども家庭総合支援拠点が併存しています。2021 年 4 月時点で、子育て世帯包括支援センターは全市区町村の 9 割を超す 1, 6 0 3 市区町村で設置済みとなっておりますが、子ども家庭総合支援拠点は 4 割弱の 6 3 5 市区町村にとどまっています。熊野町における子ども家庭総合支援拠点の現状と課題についてお伺いいたします。

2 点目に、母子保健事業の充実についてですが、昨年 3 月議会において、長期化するコロナ禍の中で孤立する妊産婦へのさまざまな支援の充実を要望いたしましたが、検討していただいたのか、現状と課題についてお伺いいたします。

以上、2 点について詳細な答弁を求めます。

〇議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

〇町長（三村） 沖田議員の2つの御質問、「子育て支援の充実について」と「母子保健事業の充実について」お答えいたします。

まず、1番目の「子育て支援の充実について」ですが、近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加する中、国は平成28年に児童福祉法等を改正し、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点として、市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置が義務づけられました。本町におきましては、昨年度からくまの・こども夢プラザに子ども家庭総合支援拠点を設置し、保健師を相談員として既に対応に当たっております。

次に、2番目の「母子保健事業の充実について」ですが、妊産婦への支援としましては、健康推進課の保健師が中心となり、妊娠初期からきめ細やかな面談を心がけるなど、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援を行っております。

詳細につきましては、健康福祉部長から答弁をいたします。

〇議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

〇健康福祉部長（時光） 沖田議員の御質問に、詳細にお答えいたします。

まず、1番目の「子育て支援の充実について」の御質問の「子ども家庭総合支援拠点の現状と課題」についてですが、子ども家庭総合支援拠点は、平成28年の児童福祉法等の改正に伴い、市町村に設置が義務づけられたもので、児童虐待等の実情把握はもとより、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などの機能を担う拠点でございます。

本町におきましては、昨年度から、くまの・こども夢プラザに設置要件として必要な保健師2人を相談員として配置し、国が求めた目標年次を1年前倒しして運用を開始しています。

課題といたしましては、全国的な傾向ではありますが、本町においても虐待相談件数は増加傾向にあり、これに伴って継続的に見守り等が必要な要保護児童の数も増加して

います。

また、子どもが過重な家事や介護などを担う、いわゆる「ヤングケアラー」の存在といった、新たな課題も顕在化するなど、複合化、重層化するケースがふえる中、相談員に対しても高度なスキルが求められてきています。

いずれにしましても、これらのさまざまな課題に対して、今後も児童相談所や警察、学校などの関係機関と緊密に連携しながら対応してまいります。

次に、2番目の御質問の「母子保健事業の充実について」の「妊産婦への支援の現状と課題」でございますが、現在、妊婦のいる家庭への保健師等の訪問や役場等での面談により、妊娠中の生活、産後の生活等の相談に応じているところです。

具体的には、妊娠7か月ごろに産前レターとして、マタニティー面談の案内を送り、妊娠8から9か月ごろに、安心して出産・育児ができるよう保健師とマタニティー面談をしています。

また、生後すぐから生後4か月までに、全ての家庭を対象に保健師等が自宅に訪問をして、健康状態を確認し、育児や産後の相談を受けて、乳児健診への御案内などを行っています。

課題といたしましては、核家族化や近所との関係の希薄から、妊産婦が孤立し、マタニティーブルーや産後うつ、育児不安等、精神面での支援が必要な家庭がふえており、このような家庭には、早期の支援計画の立案と、保健師等の専門職の訪問回数をふやすなどの対応が必要になります。

また、必要に応じて医療機関との連携やサービスの導入を調整していきます。

なお、母子保健法上に位置づけられたことにより、産婦健康診査、母乳育児支援、産前産後支援ヘルパー派遣事業は、それぞれ「産後2か月未満の人」、「産後4か月未満の人」、「妊娠中から産後6か月の人」としている対象者を、4月からは「産後1年以内」に変更させていただき、より利用のしやすいものにしていきたいと考えています

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございました。

子ども家庭総合支援センターが令和3年2月に子育て世帯包括支援センター内に設置

されているとのこと、全国で設置済みの自治体の4割弱に入っていることは先駆的な取り組みと感謝申し上げます。

国では、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との連携が不十分なため、支援が届かない事例が指摘されており、組織を統合して体制を強化することで、支援が必要な家庭の見落としを防ぐ必要があると判断され、現在は2つに分かれている支援機関を一本化し、子ども家庭センターとして2024年4月以降の設置を目指し、自治体に努力義務を課すとのことですが、熊野町においては既に一体化していますので、十分な連携がとれていると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 子ども家庭センターの設置ということが国のほうから示されております。まだ詳細のほうはこちらのほうにまだ届いておりませんが、今までも、議員言われたとおり、健康推進課と子育て支援課のほうで連携しながら対応してきておりますので、現状とすれば、すべき内容というものはそう大きく変わらないと思っております。

国のほうから詳細が示されましたら、要綱等を準備しまして、目標年次に向けて調整のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

先ほどの課題の中に児童虐待相談対応件数の増加ということがございました。令和元年度が36件に対し、令和2年度は昨年3月議会の時点で64件と2倍近くにふえておりましたが、令和3年度は現時点で何件となっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 昨年度、件数のほうが2倍程度ふえました。今年度につきま

しても、現時点まででは相談、通報件数のほうは66件となっております。依然として高い水準となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 具体的な虐待内容について、それぞれの件数をお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 66件の内訳としましては、身体的虐待、これが22件、性的虐待は0件、心理的虐待が27件、ネグレクト、育児放棄ですが、これが3件。あと、その他として、不登校であるとか養育に関する相談といったものが14件となっております。厳密に児童虐待のみで言えば、そのうちの52件ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 昨年度の答弁では、学校や保育所との連携を強化していきたいとのことでしたが、未就園児につきましては、地域の目が届きにくく、長期化するコロナ禍で子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策の必要な支援につなげるために取り組みを強化する必要があると申し上げましたが、この点については検討していただけたのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） そうですね。未就園児につきましては、やはり行政のほうに情報が入りにくいという実態があります。そういったこと、漏れをなくすために、近年はネウボラの考え方を導入しまして、町の保健師のほうが、母子保健の保健師ですね。こちらのほうが切れ目なくきめ細かな面談のほうをしております。

具体的には、3歳になるまでに7回の面談機会がありますので、そこでリスクの度合いを把握して、特にリスクのあるハイリスクの家庭につきましては、健康推進課と子育て支援課のほうで情報を共有しながら連携して対応しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

児童福祉法の改正案では、子ども家庭センターを全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として位置づけられ、家族の介護や世話を日常的に担うヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画、サポートプランを作成するとありますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） サポートプランというものが、今回の改正で町のほうに義務づけられるということですが、これまでも母子保健のほうでは、妊娠支援プラン、また、要保護児童対策協議会のほうでは、養育支援計画といったものをつくって支援のほうをしてきました。

今後の、法改正で具体的なサポートプランの必要となる要件等が、まだ詳細に示されてませんので、そういったものを参考にしながら町としても全ての家庭を、子育て世帯を対象としてますので、そういったものを意識しながら計画のほうをつくっていきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしくお伺いいたします。

また、ヤングケアラーへの支援として、家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うこと

も想定されていますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） ヤングケアラーに限ったことではないんですが、訪問支援という事業がございます。これにつきましては、今年度から訪問支援事業として町のほうで実施しております。

具体的には、要保護世帯などで、必要と判断した家庭に保健師が定期的に訪問し、児童の安全確認、保護者の養育指導、生活指導など自立に向けた支援のほうを行っております。

また、これは来年度からになりますが、その訪問支援事業を利用して、ヘルパーを、家事支援等のヘルパーを家庭のほうに入れるようなことも検討しております。来年度予算のほうにそういった予算のほうを計上しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

ここで、教育長にお尋ねいたします。全国のヤングケアラーの当事者からは、学校で事情を説明しても欠席が内申点に跳ね返っているなど、相談しにくい状況もあるようです。信頼できる先生がいれば、先生を通じて行政につないでほしいなど、学校が心理的に安全であると感じることができる場所であることが重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） ただいまの御意見ですけれども、私もまさしく同感でありまして、学校が家庭とどうつないでいくのか、学校が子どもたちにとって安心安全な場所になるのかというところは大変重要な部分であると思っています。こういったあたり、しっかりと家庭連携も含め、あるいは関係課との連携も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと

思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 来年度からは、文科省の取り組みとしてヤングケアラーの教員に対する研修なども入ってくるというふうに伺っていますので、よろしく願いいたします。

ヤングケアラーの声としては、学校が安心できる場所であれば相談できるということや、勉強のサポートをしてほしい。また、チャンスと挑戦できる場が欲しいとのことですが、教育長はいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） まさに同感でございます。教員に対する研修等も含めて、学校が家庭のほうにどう出ていくのか。プライバシーの問題もありますけども、そのあたりも含めてしっかりと検討しながら前向きに研究を進めながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしく願いいたします。

次に、虐待や若年妊娠への支援として、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 居場所づくりということですが、これは若年妊娠等に限定したものではないんですが、今年度、試行的に行っておりますのがくまの・こども夢プラザのほうで、例えば学校にちょっと行きにくいといった、行きにくさを感じているよう

な子どもさん、そういった子どもさんの居場所づくりということで、週に1回程度ですが、プラザのほうで授業を実施しております。そこで、町の相談員、またはボランティアさん、そういった方と過ごしていただくというような居場所を設けております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 既に対応していただいているとのことで、感謝申し上げます。

若年妊娠についてなのですが、札幌市では官民協働事業として困難を抱える若年女性支援を実施されています。実施に至った経緯として、令和元年6月に2歳の女兒死亡事例が発生したため、保護者の過去を調査したところ、15歳で高校入学後、翌年から休学し、17歳で妊娠が判明するも、交際相手から暴力を受け、翌年1月、人工妊娠中絶を行っていたことがわかりました。その後、18歳のときに妊娠が判明し出産していますが、21歳のときに女兒の死亡が確認され、逮捕に至っております。絶対に再発させてはいけないとの思いから、札幌市では、暴力被害や性的搾取を含めて身体的、心理的な被害に遭っている、または遭う可能性のある10代後半から20代の思春期、若年期の女性を対象にアウトリーチ型支援の実施に取り組んでいらっしゃいます。誰にも相談できない悩みを抱えることや、暴力や性的な被害に遭う可能性はどこにでもあり、住んでいる場所とは無関係です。現在は、SNSで誰とでもつながれる時代だからこそ、都市部だけの問題ではありません。児童虐待を生む背景にはさまざまな要因が重なっていることが考えられますが、若年女性の被害を防ぐための取り組みが、虐待死を未然に防ぐことにつながる一つの要因として考えられることから、厚生労働省は都道府県に官民協働事業として若年被害女性への支援の取り組みを通知しています。

熊野町といたしましては、県の動向を注視していただきますようお願い申し上げます。

次に、支援対象児童の保護者が育児の負担を軽減する目的で利用する一時預かり施設の紹介についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 短期入所事業ということで、今年度から既に導入してござい

す。呉市にある児童養護施設の2か所と契約をしまして、既に実施をしております。

保護者が病気や育児疲れ、あるいは精神不安、不安定などで、養育が難しいといった場合に、一時的に児童の保護が必要と判断した場合に、この事業のほうを進めております。原則は7日以内としておりまして、今年度実績としては、3件ほど、3世帯ほどありました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 本当に先行してしっかり取り組んでいただいていると思います。担当課長を初め担当職員の皆様の御努力に深く感謝申し上げます。町だけでは支援できない取り組みも多いと思いますが、熊野町の子どもを守るため、今後も引き続き取り組んでいただきますように要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

2点目の、母子保健事業の充実についてですが、不妊治療、不育症への支援についてお伺いいたします。

国では、令和4年度から特定不妊治療の保険適用が開始されるため、県では保険適用外の先進的な治療を実施した場合の自己負担額を少しでも軽減し、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう支援することを目的に、県独自の特定不妊治療助成を検討されていますが、町としても、これまで1回当たり15万円の助成を行っていただいておりますので、引き続き独自の助成に取り組んでいただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 県は、保険適用外の不妊治療をした場合、妻の年齢が43歳未満の夫婦もしくは事実婚で、所得制限は設けず、治療1回当たり自己負担額の2分の1で、上限5万円の助成をすることとしています。町もこれに準じて、県に合わせて残りの治療費を上限5万円までで助成する予定です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

お母さんたちも安心してくださると思います。

また、不育症についてなんですけれども、きのうの町長の施政方針演説の中に、不育症治療費の助成事業を行うということがございました。大変にありがとうございます。以前に質問させていただきましたが、海田町、弥栄町が保険適用外の検査料と治療費を1年度当たり30万円を上限として助成されているため、熊野町においても取り組んでいただきたいと申し上げましたが、内容についてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 2回以上の流産、死産の経験がある夫婦に対して、医療保険適用外の治療や検査を受けた場合の一部の助成をすることで経済的負担の軽減を図ることを目的に支給対象者1人につき1年度最大30万円を助成する予定で、来年度の当初予算に計上しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。感謝申し上げます。

また、死産された方への産婦健康診査の周知、昨年一般質問をさせていただきましたが、死産の情報が母子保健課に届いていなかったために、産前レターが届くといった事態が起きていましたが、情報共有による寄り添いの支援については改善されているのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 死産届が出された場合の処理は、健康推進課から定期的に税務住民課に対してお願い、情報の提供をお願いしています。

今年度は、1件情報提供をいただき、これは病院の指示でございましたけど、産後1か月と母乳育児のチケットをお送りしました。もう1件、県外の病院から連絡があり、同じくチケットをお送りしたんですけど、他市町で死産届を出された場合は、その情報が町のほうにはなく、病院からの情報だけとなっておりますのが現状でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

改善がされているとのことですので、また、国のほうでも動きがあると思いますので、動向を注視していただきたいと思います。

多胎妊産婦の支援についても、町長の施政方針の中で、多胎児の健診事業を行っていくということでございました。大変ありがとうございます。多胎妊産婦への支援については、単胎児よりも多く生じる妊婦健康診査の費用の助成について要望していましたが、この点について御検討いただいたのでしょうか。お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠よりも妊婦健康診査が多くありますので、経済的負担も大きくなることから、14回程度の妊産婦健康診査に5回を限度に追加して、多胎児妊婦の負担軽減を図るものでございます。本町は、来年度から導入する予定です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

産前産後ヘルパー派遣事業については、多胎児の養育者は通常15回の利用回数が倍の30回に、また、利用料金も1,000円から500円に負担軽減されておりましたが、令和4年度も継続していただきたいのですがいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 産前産後ヘルパー派遣事業は、これは昨年度から変更なく同じように実施してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

それでは、産後ケア事業については、通常1日につき7,500円から3,750円に負担軽減されておりましたが、令和4年度も継続していただきたいのですがいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） これは、新型コロナの関係で、県が半分助成するというのがありますので、引き続き同じように来年度もやると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

また、利用できる助産院を1か所から4か所にふやしていただきましたが、子育てガイドブックに利用できる施設の住所や連絡先などが記載されていなかったため改善を要望いたしましたが、現在は記載されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~


○健康推進課長（桐木） 今年度から、4か所にふやし、子育てガイドブックに掲載して周知を図っているところです。

今年度は、1件の利用があり、呉市の助産院を利用されたようです。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。しっかり改善していただいているとのことで、利用する方も大変わかりやすくなっていると思います。

コロナ禍が長期化していますが、過去3年間の母子手帳の交付数をお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 母子手帳の3年間の交付件数なんですけど、今年度は、2月末現在で116件、令和2年度は115件、令和元年度は129件となっています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 熊野町においては、激減はしていない。むしろ1件ふえているんですけども、喜ばしいかぎりでございますが、先ほどの子ども家庭センターでの支援の取り組みの中に若年妊娠が挙げられていますが、母子手帳を交付された方の中に10代の方はいらっしゃるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 過去3年間の10代の方の人数なんですけど、今年度は2月末現在お一人、令和2年度は4人、令和5年度は5人となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 10代の妊婦さんは、困難な状況に陥ってもなかなか自分では声を上げられないと思いますので、訪問支援などで家庭の状況や困ったときに相談できる家族や親戚がいるのかなど、丁寧に聞き取りを行い、寄り添った支援をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康推進課長（桐木） 寄り添った支援をしていき、今後も引き続きやっていきたいと思えます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 長期化するコロナ禍で、孤立する妊産婦にさまざまな支援をしていただいていることに深く感謝申し上げます。

また、担当課の職員の御努力にも大変頭が下がる思いでございますが、引き続き支援をしていただきますようお願いいたします。

今後も妊産婦に寄り添い、伴走型の支援をしていただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時10分とします。

（休憩 10時05分）

（再開 10時10分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて12番、荒瀧議員の発言を許します。荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○ 1 2 番（荒瀧） 1 2 番、荒瀧でございます。

本日は全員、欠席もなく出席でき、3月の定例議会、喜ばしいことと思っておりますが、いかんせん1月の半ばから熊野町内では感染者が発生いたしまして、随分難儀をしてらっしゃる町民の方もおられるやに思います。心からお見舞い申し上げまして、早期の回復をお祈り申し上げます。

もう2年余り、この新型コロナ、変種を繰り返しながらおります。いつ終わるか誰もわかっておりません。天然痘という感染症も過去ありましたが、人類55億人死んでおります。今、感染症で、これは600万人が亡くなっておられるようでございますが、いかにしてこれを乗り越えていくか、私どもの文明の知恵を出す。正しく備えて対応する。学んでいく場になれば幸いと思っております。

では、感染症のほうの質問にあがります。これにつきましては、昨日、光本先生も御質問されました子宮頸癌も感染症の一つでございます。24年前に改訂されました感染症の附則を読んでまいります。

人類はこれまで疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘瘡、コレラなど、感染症の流行は、ときには文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することはまさに人類の悲願と言えるものである。医療医学の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の復興により、再興により、また国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等、HIVですね、の感染症等の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したこと、事実を重く受け止め、これを教訓として、今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点、ビジョンに立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るためこの法律を定める。平成10年10月2日でございます。

この中に、地方公共団体の責務が書いてございます。地方公共団体は教育活動、広報

活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び品質の向上を図るとともに社会福祉等の関連施設の有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講じなければいけない。地方公共団体は、感染症の患者等の人権の尊重をしなければならない。

次、2番、地域の特性を配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう相互に連携を図らなければならない。

3番、国は、感染症及び病原体に関する情報の収集及び研究、感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施を図るため体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に、第二項、責務を十分果たせるよう十分な技術、財政的支援を行うこと。

最後、これが大事でございます。国民の責務。私どもの責務でございます。私どもは、感染症に関する正しい知識を持ち、この予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

これが感染症の内容でございます。

今回の質問内容。まず、現在の町内の感染状況はどんな状態にあるか。

感染法上、第2類に今分類されてますが、かなり厳密な部類でございます。感染してから日常生活するまでかなり行動制限があるようでございます。その内容はどんなものか。

3番目、予防対策、今までいろいろな予防対策、同じものが繰り返されてまいりましたが、研究、いろいろな治験によって進展はないのかどうか。

4番目、人権の保護、風評被害等の問題はないのか、対策はしてるか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） 荒瀧議員の「新型コロナウイルス感染症について」の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年末に国内でオミクロン株による感染が確認されて

以降、これまでにない速さで感染が拡大し、広島県は、沖縄県、山口県とともに、国内でいち早く新型コロナウイルスの第6波に入ったとされ、まん延防止等重点措置が適用されました。

本町における感染状況も、本年1月からこれまでの感染者数が、昨年末までの感染者数の3倍を超える状況となっております。オミクロン株は、中等症や重症になる割合は低いとされていますが、感染力が強く、町内でも、小学校、保育所等で感染者が多発しており、年代別では、集団の中で過ごす機会の多い、10歳未満と10歳代の感染割合が高くなっております。

広島県においては、感染のピークは越えたと言われてはいますが、町民の皆様には、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 荒瀧議員の「新型コロナウイルス感染症について」の御質問に詳細にお答えします。

まず1点目の「町内の感染状況」ですが、本町では、令和2年7月に1人目の感染が確認され、令和3年11月3日までに99人の感染者の発生が確認されておりました。

11月4日以降、新たな感染者は確認されていませんでしたが、今年に入り、1月2日に感染者が確認されてから、2月末までの間に、これまでの3倍以上の335人の感染が確認されています。

町内の感染状況につきましては、県の発表を受け、町のホームページでも公表しています。

次に2点目の「感染症法上での分類と、その内容。感染から日常復帰までの行動制限内容」についてですが、感染症は、1から5類に分類されており、新型コロナウイルスが分類されている2類は、ポリオや結核などと同様に、感染力、疾患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から見ると危険性の高い感染症に位置づけられ、主な対応・措置は、必要に応じて入院、消毒などの対物措置となっております。

「感染から日常復帰までの行動制限内容」ですが、まず、療養期間は、感染が確認された場合、発熱や喉の違和感、咳などの症状が出た日から10日間と、症状が治まって

から72時間が経過した日の遅い日までとされています。無症状の場合は、検査日から7日目までが療養期間となります。

自宅療養における行動制限では、自宅療養期間中は、感染症法第18条に基づく就業制限となり、感染拡大防止のため、外出せず、自宅で療養していただくこととなります。

同居する方がいらっしゃる場合は、生活空間を分けて、定期的に部屋の換気を行い、入浴は最後とし、食事は個室で行うか、難しい場合は、同居する方と一緒に食べないように時間をずらしていただきます。

また、生活行動は、部屋を出入りする際は、マスクを着用し、せっけん、またはアルコール消毒液による手洗い、鼻水等がついたマスクやティッシュ等をごみに出すときは、ごみに触れないようにして、ごみ箱をしっかりしばって密閉し、3日以上家で保管した後一般ごみとして捨てていただきます。

療養期間中は、県の保健所からの、検温などの日々の健康状態の確認に協力し、最終的に、療養の解除を受けることとなります。

次に、3点目の「予防対策の進展」ですが、マスクや手洗いなどの基本的な感染対策の徹底のほか、3回目のワクチン接種を進めているところでございます。

次に、4点目の「人権保護、風評被害対策」についてですが、人権保護の観点から、感染者及びその家族等の人権尊重・個人情報の保護に、御理解と御配慮をいただくよう呼びかけております。

また、風評被害については、新型コロナウイルス感染症に関して、感染が広がりを見せる中、不安や動揺を抱えてしまうことは当然のことと思いますが、不確かな情報を広めることは、自分がだまされる側になるだけでなく、誤った情報を拡散する加害者になってしまうことも考えられます。風評被害の防止や感染拡大の防止には一人ひとりの御協力が不可欠です。不確かな情報に惑わされ、それを拡散するといった風評被害につながるような言動や行動は厳に慎んでいただくよう、お願いしているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ありがとうございます。

大変、みんなが苦勞しております。ただ、一番大事なのは、みんな、傍観者じゃいけ

ないということだと思っんですね。私どもが当事者であると。今まで、どちらかといいますと熊野町のほうは、予防のほうを中心にされてこられました。これからは、やはり誰がかかってもおかしくないものに変わりつつあるわけですね。そうしたときに、この中でかかった方が身内、三等親以内でかかってらっしゃる方があればですが、うちは娘がなりかけましたが、別のものでもございましたけども、発熱しますとパニックになります。なかなかこれ、予行演習ができません。家族会議をして、別の原因がわかったんですが、家族の共有の中で、そういう経験の積み重ねを生かしていかなくてはならないということもございますけども、県・国も、まだまだ油断があったという表現は申し訳ないんですが、実は広島県、御存じかと思っんですけども、宇品港から陸軍がほとんど大陸へ兵隊を送っておりました。後藤新平という方が東京都の復興計画をやった人です。この方の銅像が元宇品にあったんです。なぜかといいますと、感染症が入ってきたんです、大陸から。最初は、そのまま出身地に帰られまして、そこで訳のわからん病気が出だして、これじゃあ大ごとになるぞということから、似島にそういう感染対策の施設を、たしか1か月ぐらいでつくられたんです、材木をどんと集められて。そういう意味では、広島県は、広島市は感染症のトップランナーだったんです。そういう意味で、今はどうもちょっとそういうものを感じにくいというか、ここらも気をつけつつ、海軍も、御存じでしょう、当然。広島市、呉市、福山で、全県、広島県と4つの保健所が管轄するようなエリア分けになっておっりますね。呉市はかなり私も存じ上げてますがしっかりしてっますね。これが逆にビジネスチャンスに私はなるんではないかなと。昔の大陸に入っった経験を持つ、ここの海軍と陸軍があったエリアでございますので、今後とも、感染症というのはなくなると私は想定しておっります。

天然痘という1973年に一応撃滅したという、さっき言っました5億人が亡くなったという種が、アメリカとロシアに残ってるようでございます。1973年から打ってませんので、私ども免疫力がなくなっておっりますから、一遍に広まる可能性があります。政情不安を考えますと、何をしだすかわからない時代になっておっりますので、想定は非常に大事かと思っつ中で、掛かりつけ医が、私、非常に今回大事と感じました。発熱が木曜日の午前中から午後でございます。そうしますと、町内が医療機関全部、私のかかりつけ医、娘のかかりつけ医、女房のかかりつけ医は違っつんですが、全部が休みでございました。この対応は何とかならなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木健康推進課長。

健康推進課長（桐木） 積極ガードダイヤルという番号があるんですけど、かかりつけ医とかどこで受診していいとかわからない場合は、そこに、積極ガードダイヤルに電話していただいて、その指示を受けていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

12番（荒瀧） そういうのも、県の窓口で、多分、県の職員さんだけではできないぐらいの量です。ちょうど私どもの関わった時期というのは1月27日でしたかね。木曜日でございました。かけてもかけてもつながらないんですね。本人は熱を出してうんうん。何とかほかのルートから、焼山のある医院の紹介を受けまして、そこですぐ抗体検査、PCR検査、すぐしていただきました。車の中でされます。もうそういう先生方は手慣れたものでございます。町内、かかりつけ医が、病院がたくさんあるわけですが、PCR検査等ができる病院、医院は何件ございますか。

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

健康推進課長（桐木） 今、県で公表されているものは、病院は3件なんですけど、3件の状況です。

以上です。

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

12番（荒瀧） これも秩序がないと、そこに集中してしまいますので、その病院も大変爆発、なってもいけませんから、そういうルート、原則にすると思うんですが、町内でもそういう検査ができるところがあると。かかりつけ医が、今まであんまり重要視されなかったと私、思うんです。どっちかといったら大きな病院。ええ先生がおるいう情報を、これも本当かうそかわかりませんが、かなり、2件も3件もある場合は動く場合



もあつたりしましたが。きのう、光本先生の話もありますが、子宮頸癌なんか非常にプライベートな病気でございますよね。だから、相談窓口をつくるという報告もありましたけども、かかりつけ医との関係性をもっとPRいただけんかと思うんですが、いかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） かかりつけ医との関係性なんですけど、かかりつけ医、お医者さんのところにはそれぞれあるんですけど、関係性というか、町との関係性はまた町医師会と連絡をとって、その場でちょっと協議させていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 心身と申します。心と体。こういう長期化しますと、心も病んできます。免疫力が落ちてくるんですね。気が滅入ったりします。となると、かかりやすくなる。私の知り合いでありますと、コップがあって、コップを、菌がね、あふれだすと発症するらしいです。その中で、免疫力が高ければその菌がだんだんふえずに減っていく傾向になると。そういう意味では、人間の体というのは、もう2万4,000人おられたら2万4,000人違います。免疫力も違えば、心の持ち方も違うわけでございまして。そういう中で、コロナで多分診療所も大変じゃろう思うんですが、医療費をふやせという意味じゃないんですよ。いろんなことでの相談ができる自分のかかりつけ医をこの機会に町内にぜひ持たれてですね。遠くに行って、わからない感染物体がいろんな方が大きな病院に入ってこられますから、このあたりよりも町内のいつも相談してる先生のほうが安心なんだということをぜひこの機会にピーアールして、まだまだ私は次も、これが長引くかもしれないし、次の形が出る。というのは、3,000万人観光客を呼んでました。日本の、あれ5兆円の売上げがあったんですね。これはGDPに大きく貢献できるものでございます。だから、これをどうしても政府はやってきます。そうしますと、感染症に対するそういうリテラシーということ、免疫力というかな、やり方というものも、私どもも生活の一つに組み入れていく時代になるという意味では、朝、PCR

検査をして、出て、熱がちょっとあるなどと思えば、自分なりに自分の健康管理をしつつ、勤務にも出ると。熱が出る前に予防できるような体制も今から国は考えてらっしゃるとは思いますけども、そういう意味では体制整備、ここの法律には書いてございますが、なかなか町民、国民のほうまで下りてこない点があります。

今、感染者の数が若年層、保育所、保育園かな、これは。小学校。小学校のほうに来ております。このあたり、小さい子どもをお持ちの方は、親がどうしてもケアしないと不安です。子どもも不安ですね。親も不安です。となると、どうしても感染がしやすくなると思います。このあたり、非常に難しい問題ですが、でも、親子の愛情のほうで、私はまさると思うんですよ。病気にかかるから、隔離するのではなくて、やはり一歩前が出るのが親の心だと思います。教育委員会、苦心されてらっしゃると思うんですが、今、学校現場とかいかがでございますか。親子関係の、そういう患者さんが出られたときの情報が入ってますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（堀野） 小中学校で感染者、子どもたちが感染したという例が、2月末現在では小学校35、中学校8名で、43名いるんですけども、そのうち家庭でどういうふうな親子関係、対応しているかというところまでは、ちょっとこちらのほうでは把握できておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） これは、県が、県の保健所が管轄されてらっしゃいますから、これ、プライベートの問題とあわせて出ないんだと思うんですが、いずれ、みんながなるんだという、ちょっと前提で思考回路をつくる必要があろうかと思えます。人権問題もあるんです。ただ、トリアージという言葉がございます。パニックになったときには、今、多分どこかの病院ではそうです。どっちを優先して助けるかという問題なんですね、これ。このあたりも踏まえて、バランスといいますかね。国もあんまりプライバシー、プライバシーをやりすぎると、大事な人が救えないという。仏さんでも、どうも今、蓮如

の本を読んでもありますが、助けてくれというもののしか、順番にはよう救わんらしいです。若いもんからじゃないんですね。ただ、トリアージとなると、若いもんからかもわかりません。こういう点も、また医療現場、悩んでらっしゃると思いますけども、わかる範囲で、少しずつ現場にも下ろしていただいて、日頃の日常の中でも、なったときにはどうするかぐらいの、少し話合いも家庭の中であればパニックにならないかなと。どうしても今共稼ぎにするようになっておりますので、生活、仕事の関係も支障が出ないように。

あとは、何か言いたいと思ひよったんですが、かかりつけ医の問題、これを悪いと見ずに、やっぱり学びの場にする。できれば、これに関心を持ってくれた方が熊野から出て、ノーベル賞でも出る子どもが出ればええがなと願っておるところでございますんで、やっぱり前向きに関心を持てば、いろんな資料、本が出ておりますので、ぜひ前を向いて、はよう終わるのを祈るんじゃないなくて、これは逆のチャンスで、免疫の、防疫の広島県はメッカだったと、海軍と陸軍の。これを種にビジネスチャンスに私はなるように思います。もう今から世界中、これ、ファイザーが幾らもうけたか、兆単位ですよ。だから、医療開発も日本はおくれたということでございます。

以上、終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時55分とします。

（休憩 10時38分）

（再開 10時55分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第2、報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額の報告につきましては、令和3年12月1日に、西部地域

健康センターの指定管理者である特定非営利活動法人熊野人材センターの職員が、Aコープ熊野団地店付近を公用車で走行中、町内在住者が運転する車に接触し、損害を負わせたものでございます。

この事故により、修理に要した費用の31万9,968円について、損害賠償額として相手方の承諾が得られたため、町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定により、専決処分したものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

お諮りします。これより日程第3、諮問第1号、日程第4、諮問第2号の人権擁護委員の候補者につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、諮問第1号、日程第4、諮問第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより、日程第3、諮問第1号、日程第4、諮問第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の熊野町人権擁護委員のうち、東委員及び片川委員の任期が6月30日で満了することに伴い、委員の再任について、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見を伺うものでございます。

今回再任の推薦をいたします東委員と片川委員は、平成25年7月に人権擁護委員に就任され、現在3期目の活動中ではありますが、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題への取り組みにふさわしい人材であります。お二方ともに職業経験や人格、

知識ともに熊野町の人権擁護委員として適任と考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。

本案については、東都茂江さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、東都茂江さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 続いて諮問第2号について採決します。

本案については、片川光さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、片川光さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の期末手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきましては、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の5ページ、資料3を御覧ください。

初めに、1の改正の趣旨でございます。

提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、期末手当の改正を行うものでございます。

2の改正内容を御覧ください。

民間の特別給との均衡を図るため、人事院勧告のとおり期末手当の支給月数を各期1.275か月から1.2か月に、再任用職員についても0.725か月から0.675か月に引下げを行います。

なお、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、国の取り扱いと同じく令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことといたします。

なお、給料についてでございますが、令和3年4月分の給与において、公務と民間の較差が極めて小さいことから改定は行わないことといたします。

改正による影響額につきましては、3の表に記載しておりますように、期末手当が約1,400万円の減額となり、改定に伴う跳ね返りとして、連動して算定される広島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても、約280万円の減額となります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、公布の日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第6、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.15か月の引下げを行い、4.3か月といたします。

なお、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、一般職と同様に、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことといたします。

影響額といたしましては、年間で約77万円の減額となります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第7、議案第3号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく常勤職員の改正内容に準じた期末手当の支給月数改正及び、その他期末手当と時間外勤務報酬について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、まず、期末手当につきましては、常勤職員の期末手当と同じ月数に各期1.275か月から1.2か月に引下げを行います。

また、複数の任命権者に任用される場合及び前年度から引き続き任用される場合の支給要件を緩和いたします。

次に、時間外勤務報酬につきましては、柔軟な勤務体制を確保するため、常勤職員の時間外勤務手当に準じて改正するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行いたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第8、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、人事院の意見の申出を受けた国の対応を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長(西岡) 議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の15ページ、資料6を御覧ください。

初めに、1の改正の理由でございますが、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、人事院の意見の申出を受けた国の対応を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために所要の改正を行うものでございます。

次の、2、改正内容でございますが、(1)の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和につきましては、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件のうち、引き続き在職

した期間が1年以上であることの要件を廃止するものでございます。

次に(2)の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について新設でございますが、①の妊娠出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認、及び②の勤務環境の整備を規定するものでございます。

最後の3、施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第9、議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長(三村) 議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、住民の負担軽減及び利便性向上を図ることを目的として実施しております行政手続等における押印の見直しを推進するため、押印の規定が存在する2つの条例を改正し、押印を不要とするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第6号、熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第6号、熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、消防団員の処遇改善に向けた必要な措置として、国から消防団員の報酬等の基準が新たに示されたことから、報酬額等の見直しについて、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、防災安全課長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（花岡） 議案第6号、熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料 25 ページ、資料 8 を御覧ください。

まず、1 の趣旨でございます。年々、多発化・激甚化する災害に対し、消防団員の負担も増加していることから、国が定めた報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善について必要な見直しを行うものでございます。

次に、2 の改正内容でございます。(1) の年額報酬ですが、団員の階級を国が示す 3 万 6, 500 円とし、他の階級につきましても、階級ごとの業務負荷や職責等を踏まえ引き上げます。この改正により、年間約 283 万円の増額となります。

続いて、(2) の出勤報酬ですが、支払種別を「報酬」に、支給単位を「1 日当り」に変更し、出勤区分を「災害の出勤」と「その他の出勤」の 2 つといたします。支給額につきましては、災害の出勤が 1 日 8, 000 円と示されたことから、この額を上限額とし、出勤時間に応じて支給することとし、その他の出勤を、3, 500 円へ引き上げます。この改正により、年間 30 万 9, 000 円の増額を見込んでおります。

続いて、(3) のその他ですが、報酬制度の見直しに合わせ、題名と第 1 条の給与などの文言を整理するとともに、第 8 条へ災害に関する内容を明記するなど、所要の改正を行っております。

次に、3 の施行日でございますが、令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、このたびの処遇改善を契機とし、消防団機能を将来にわたって維持し、組織体制の一層の強化を図るため、今後、消防団とも十分に協議を行いながら、消防団組織の見直しについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○4 番（沖田） 消防団員の方の報酬が改正されるということで、非常に喜ばしいことな  
んですけれども、現在、野焼きが原因による火災が頻繁に発生しており、消防団員の方  
もたびたび出勤していらっしゃいますけれども、この野焼きに対する町民に対する注意  
喚起について、町はどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 野焼きにつきましては、農作関係であればやってもいいということにはなっておりますが、うちのほうに苦情があった場合には、やはり御近所の洗濯物とか時間帯とか、やはり御迷惑になるので、その辺に気をつけてやってくださいというふうな注意はしております。

なお、広報のほうにでも、年間1回か2回は野焼きについては注意しましょうというのを載せております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（沖田） このたびの火災も、庭先で野焼きをされていたことが原因と伺っております。今までと同じような注意喚起の仕方をするということで理解してよろしいのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 広報とかにつきましては、今までと同じようにもやりたいと思っております。

現場に行ったときには、もう少し強く言えたらなと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 野焼き、これにつきましては、消防署のほうも注意はしてるところなんですけども、消防署のほうからは乾燥注意報が出ましたら、段階的に町内放送等で啓発をしてくださいというお願いが来ますので、こちらのほうでも町内放送を通じて野焼きというだけじゃなくて、通常の火を使うものについては、火災が起こらないように注意をして、なるべくしないようにというふうな形で喚起を促したいと言っております。

ます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（沖田） よろしく願いいたします。

それと、消火栓の位置なんですが、各地域の。消防団員の方は把握していらっしゃるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 消火栓の位置ですが、各消防団の消防団員は、日々のポンプ点検などとあわせて各水利を確認しておりますので、消火栓、防火水槽の位置は把握しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（沖田） 町民の方からは、かなり多くの消防団の方、消防車、駆けつけていらっしゃいましたが、時間がかかりかかり、消火栓の位置が1か所しかわからなかったために、傍観されている時間が長かったように感じたという声を伺っていますが、その点についてはいかがお考えでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 消防団、出動が少し、最近ちょっとおくれてるところはあったりはするんですが、東部、西部という形で消防団員の出動を分けておりまして、多くの消防団員が現地に駆けつけるというができてないですかね。すいません、半分の5分団が現場に駆けつけまして、それぞれが活動してる状況で、防火水槽、消火栓につきましては、各エリアに配置しております、それを消防団員が活用、上手に活用していると思

っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 消火栓の位置につきましては、各分団のほうで把握はされてるんですけども、やっぱり他の分団のところに行きますと、周知というか、知らないことが多いということがございます。こういう状況を各分団のほうで、消火栓の位置の共有というのをしながら迅速な消火に努めてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（沖田） よろしくお願ひいたします。

他の地域に応援に駆けつけることも多いと思いますので、どこに行っても消火栓の位置がわかるようにしていただきたいと思います。

また、中島議員が昨日一般質問されましたが、自治会、また地域の方が消火栓の位置を知っておくということも大変重要だと思いますので、この点についてもよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 11、議案第 7 号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案 7 号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、現在、防災拠点施設整備構想に基づき整備を進めております、くまの・みらい交流館東側の新館について、来月から名称変更する、熊野西防災交流センターとの一体利用での供用開始に向け、新たに設けました部屋等の名称及び使用料金を定めるものでございます。

なお、令和 3 年 9 月において、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御承認を賜りました。その施行日が令和 4 年 4 月 1 日となっておりますことから、改正条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第 7 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号については原案のとおり可決されました。



〇議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第8号町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第8号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、金森4号線ほか2路線を道路法の規定に基づき、町道として路線認定を行うものでございます。

説明につきましては、建設農林部次長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 寺垣内建設農林部次長。

〇建設農林部次長（寺垣内） 議案第8号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料33ページからの資料10により御説明申し上げます。

場所につきましては、33ページに、町道認定路線表及び位置図を、また、各路線の詳細につきましては、34ページから43ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては、都市計画法に基づく開発行為により施工された道路及び建築基準法に基づく位置指定道路で新設された道路を路線認定するものであり、既に寄付を受けているものでございます。また、広島県から移譲を受ける予定である県道矢野安浦線を路線認定するものでございます。

それでは、33ページに戻りまして、資料上段の認定路線表を御覧ください。

まず1路線目、路線番号726、金森4号線です。延長は143.9メートル、幅員5.5メートルから15.6メートルです。起点は、呉地三丁目161番30地先、終点は、呉地三丁目161番12地先です。

次に2路線目、路線番号727、宮ノ前2号線です。延長は26.7メートル、幅員4.2メートルから8.2メートルです。起点は、中溝四丁目3291番15地先、終点は、3291番16地先です。

最後に3路線目、路線番号728、平谷中央線です。延長は838.0メートル、幅員7.0メートルから21.4メートルです。起点は、熊野町大字平谷250番1地先広島市境から、終点は、平谷三丁目17番地先です。

説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） 呉地の道路地点隣あたりになるんですが、町有地を売った宅地がございます。もう建築工事が始まっておりますが、ここの道路指定はいつの予定でしょうかね。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内建設農林部次長。

~~~~~〇~~~~~

○建設農林部次長（寺垣内） 現在のところ、まだ寄付をまだいただいておりますので、来年度には認定の予定にはなるのかなという。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第13、議案第9号、町道の路線変更についてを議題と
します。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第9号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道について、終点の変更を道路法の規定に
基づき行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 寺垣内建設農林部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（寺垣内） 議案第9号、町道の路線変更の詳細につきまして、お手元
の資料45ページからの資料11により御説明申し上げます。

場所につきましては、45ページに路線表及び位置図を、46ページ、47ページに
詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回変更する路線は、町道局部改良事業により、避難路として終点側を延伸し、土岐
の城団地内の町道に接続したものでございます。

それでは、45ページに戻りまして路線表を御覧ください。

路線番号369、庄賀東線です。これまでの終点、萩原十丁目6565番地先を萩原
十丁目2998番70地先に変更いたします。これにより延長はこれまでの203.0
メートルから221.4メートルに変わります。

説明は、以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

(休憩11時38分)

(再開13時30分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第14、議案第10号、令和3年度熊野町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第10号、令和3年度熊野町一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,163万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を104億9,644万7,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加、第3条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 令和3年度熊野町一般会計補正予算(第6号)案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書16ページをお開きください。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

1款・町税につきましては、全体で4,263万9,000円の増額でございます。

この主な要因は、1項・町民税において、個人町民税が、不動産の譲渡所得等の増に伴い213万8,000円の増額、法人町民税では、当初予算編成時において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収を見込んでおりましたが、前年度並みの収入となる見込みとなったことから、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大による徴収猶予分とあわせ、1,816万8,000円の増額で、個人・法人あわせて2,030万6,000円の増額でございます。

2項・固定資産税では、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大による徴収猶予分が納付されたことによる滞納繰越分1,321万2,000円の増額でございます。

4項・たばこ税では、売上本数が増加したことにより、805万円の増額でございます。

3款・利子割交付金から、18ページ、8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行うものでございます。

20ページをお開きください。

10款・地方交付税につきましては、令和3年度地方交付税の再算定に伴い、臨時経済対策費として、7,545万6,000円、臨時財政対策債償還基金費として、9,310万9,000円などが追加決定されたことにより、1億7,175万8,000円の増額でございます。

12款・分担金及び負担金につきましては、1,324万円の減額でございます。

この主な要因は、1項・負担金において、令和3年梅雨前線豪雨等が激甚災害に指定され、国庫補助金の補助率がかさ上げされたことによる災害復旧費負担金832万7,000円の減額などでございます。

次のページをお開きください。

下段の14款・国庫支出金につきましては、1,083万6,000円の増額でございます。

主な増減内容でございますが、1項・国庫負担金につきましては、障害者総合支援事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳出予算減額などに伴い、項全体で2,6

61万8,000円の減額。

ページをめくっていただきまして、2項・国庫補助金の、総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金934万9,000円の追加交付による増額。

次ページの衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳出予算の減による5,325万8,000円の減額。土木費補助金では、道路改良事業や筆の里工房周辺整備事業などの社会資本整備総合交付金6,167万9,000円の増額。

次のページの、災害復旧費補助金では、令和3年梅雨前線豪雨等が激甚災害に指定されたことによる農林水産業災害費補助金のかさ上げに伴い、1,149万9,000円の増額などによるものでございます。

次に、15款・県支出金につきましては、県支出金対象事業の歳出予算減額などに伴う、604万5,000円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。

17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から、一般寄附金、災害復旧・復興支援寄附金、感染症予防対策支援寄附金をあわせて1,670万8,000円の増額でございます。18款・繰入金につきましては、1億7,401万7,000円の減額でございます。

主な要因といたしましては、地方交付税の追加交付や事業費の減に伴い、財政調整基金繰入金の全額となる1億4,148万円を減額、そのほか、筆の里づくり基金繰入金2,773万7,000円などをそれぞれ減額したことによるものでございます。

34ページでございます。

20款・諸収入につきましては、600万1,000円の減額でございます。

この主な要因は、1項・延滞金・加算金及び過料において、固定資産税などに係る延滞金50万円の減額。

34ページから39ページまでの5項・雑入において、まず、37ページ、23節・資源物売却益377万1,000円の減、29節・小・中学校における給食の喫食実績による学校給食保護者負担金294万円の減など、全体で550万1,000円の減額でございます。

38ページ中段から41ページまでの21款・町債につきましては、1億1,671万9,000円の減額でございます。

主な内訳といたしましては、1目・総務費では、庁舎維持管理事業の事業費確定による緊急防災・減災事業債2,330万円の減額。3目・土木債では、国の補正予算・第1号などで措置された、筆の里工房周辺整備事業に係る財源として、公共事業等債・都市公園事業3,930万円の増など、全体で5,010万円の増額でございます。

ページをめくっていただきまして、4目・消防債につきましては、西防災交流センター新館建設に係る補助金が増額したことにより、緊急防災減災事業債2,290万円の減額など2,350万円の減額でございます。

6目・臨時財政対策債では、臨時財政対策債の償還費として普通交付税が追加交付され、その同額の借入を行わないことにしたことにより、9,301万9,000円の減額でございます。

そのほか、事業費の見込みに伴い各事業債の調整を行っております。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

42ページをお開きください。

歳出につきましては、主に国の補正予算に伴う事業の計上、執行残の減額などの予算整理でございます。

説明に当たりましては、主な増額事業と減額事業の内容について、事業別に御説明をいたします。

1款・1項・1目・議会費では、視察等の中止により、1,019万8,000円の減額でございます。

この中には、年度内の納品が困難になったことから、タブレット導入に係る経費の、390万9,000円も含まれております。なお、タブレット導入に係る経費については、改めて令和4年度当初予算に計上をしております。

続いて、2款・総務費でございますが、ページをめくっていただき、45ページの下段、1項・総務管理費、1目・一般管理費の庁舎維持管理事業につきましては庁舎大規模修繕の工事費の確定等により2,212万8,000円の減額でございます。

48ページをお開きください。

2項・企画費、1目・企画総務費、中段の企画一般事務事業につきまして、ふるさと納税の納付見込みから、返礼品に要する報償費などの増により、172万4,000円の増額でございます。

ページをめくっていただきまして、3目・地域振興費の交通輸送対策事業では、バス

路線補助金の確定による294万8,000円の増額でございます。

54ページをお願いいたします。

4項・1目・戸籍住民基本台帳費においては、個人番号カードを利用した、転入・転出手続ワンストップ化のためのシステム改修経費や個人番号カードの作成枚数に応じた地方公共団体情報システム機構への負担金の増など、317万6,000円の増額でございます。

続きまして、58ページ、3款・民生費でございます。

1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業において、申請期間が3月31日まで延長されたことや、既に給付を受けられた方への再給付が可能となったことにより、661万1,000円の増額計上でございます。

次に、62ページをお開きください。

福祉医療費公費負担事業において、乳幼児医療、ひとり親家庭等医療費が増加傾向にあることから547万円の増額でございます。

続いて、66ページをお願いいたします。

3項・児童福祉費、下段の3目・保育所費、保育所等運営事業におきましては、施設等利用給付費の減額などにより、全体では102万3,000円を減額しておりますが、ページをめくっていただきまして、上段に保育士等処遇改善臨時特例交付金として、313万1,000円のを計上がございます。

これは、保育士等の賃金について、改善を行った事業所に対し、改善額について全額補助するもので、2月、3月の2か月分となっております。

続きまして、4目・児童福祉施設費の放課後児童健全育成事業においても、ただいまと同様に、児童クラブ支援員に対する処遇改善を行うこと等により、27万円の増額でございます。

70ページをお開きください。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、ワクチンの接種状況から、ワクチン接種委託料1,500万円や繰越明許費での執行を優先した接種体制確保委託料3,200万円の減額などで、事業全体で6,864万1,000円の減額でございます。

72ページから75ページの4目・環境衛生費、環境衛生事業においては、葬祭費補

助金について、執行状況から81万8,000円を増額するものの、浄化槽設置整備補助金の減額により、事業全体では、330万4,000円の減額でございます。

続きまして、78ページをお開きください。

5款・農林水産業費、1項・農業費、4目・農地費、農業基盤整備事業におきましては、令和2年度国庫補助事業費が確定したことによる土地改良連合会負担金7万9,000円の増額でございます。

次に、82ページをお願いいたします。

7款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費では、国の補正予算第1号の措置などに伴う増額や、事業の進捗状況から節の組替など、目全体で363万円の減額でございます。

86ページをお開きください。

4目・橋梁維持費では、国の補正予算第1号の措置により、(国庫)橋梁維持修繕事業において、124万8,000円の増額となっております。

次は88ページをお願いいたします。

4項・都市計画費、下段の2目・公園費では、国の補正予算第1号の措置等により、筆の里工房周辺整備事業において、9,043万9,000円の増額でございます。

続きまして、96ページをお開きください。

9款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費、小中学校感染症対応事業では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、児童生徒が安心して学ぶ環境を整備するための、各小中学校への消毒液等の消耗品の購入や臨時休校となった場合でも家庭で効果的な学習をするための学習ソフト整備費用として、720万円の増額でございます。

110ページをお願いいたします。

6項・保健体育費、2目・体育施設費では、社会体育施設管理事業において、町民体育館に、令和9年3月31日までに処分をする必要のある、ポリ塩化ビフェニル、PCB含有調査を行うための委託料12万1,000円の増額でございます。

中段以降から113ページ上段までの10款・災害復旧費におきましては、2項・土木施設災害復旧費、2目・現年度土木災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業において、平成30年7月豪雨に係る災害復旧費の返還金1,630万円の増額がございしますが、農地及び農業用施設を含む災害復旧費全体では、令和3年の梅雨前線豪雨等に係る工事費等の減により、3,087万4,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

12款・諸支出金、1項・1目・基金費の基金事業につきましては、事業費等の精査の結果、歳入が歳出を上回る見込みとなったため、財政調整基金への積立金1億7,779万1,000円。ふるさと納税、災害復旧・復興支援金などの筆の里づくり基金への積立金7,015万4,000円の増額など、全体で、2億4,814万5,000円の増額でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表「繰越明許費」については、国の補正予算に係るものなど、年度内の執行が困難になった経費について、翌年度に繰り越して使用するために、合計で6億848万9,000円を計上しております。

下段の第3表「地方債補正」、1・追加は、国の補正予算で措置された（国庫）橋梁維持修繕事業が、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策計画の事業として採択されたことから、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業220万円を追加するものでございます。

次の8ページから11ページまでの2・変更につきまして、御説明をいたします。

限度額を減額をしております、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債、災害復旧事業債につきましては、入札結果等による事業費の整理による減額でございます。

続きまして、限度額が増額になった公共事業等債につきましては、国の補正予算等の交付決定による事業費の増額。緊急自然災害防止対策事業債につきましては、当初予算で計上しておりました事業が、災害予防事業として国から事業承認を得られたことに伴い、増額をするものでございます。

10ページの臨時財政対策債につきましては、普通交付税の追加交付により減額するものでございます。

令和3年度熊野町一般会計補正予算（第6号）案についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（沖田） 69ページ、3款・民生費、3項児童福祉費、3目・保育所費、保育士等処遇改善臨時特例交付金についてなんですけれども、県内の他市町においては、施設に入っているため一人ひとりの保育士さんに処遇改善がなされていないという声を伺っておりますが、熊野町においてはいかがでしょう。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○子育て支援課長（佛圓） このたびの処遇改善、保育士さんの収入を、年収、3パーセント程度引き上げるといことで、国のほうから示されております。

国の要綱に基づいて、町のほうから施設のほうに、事業所のほうに補助金を支出する用意をしております。その要綱の中には、全額を保育士さんの収入アップのほうに使うようにということになっておりますので、それを指示しております。実績報告等で確認した上で、精査のほうをさせていただきます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（沖田） よろしくお願いたします。

続きまして、55ページの2款・総務費、4項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費なんですけれども、転入・転出ワンストップ化のためのシステム改修ということでしたが、詳細に説明をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（立花） 転出・転入手続のワンストップシステム改修でございます。これにつきましては、マイナンバーカードの所持者がオンラインで転出・転入予約を行いまして、転入地の市町村等々へあらかじめ転出証明書類をデータで送りまして、転出・転入手続の時間短縮化、いわゆるワンストップ化を図るという事業でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第15、議案第11号、令和3年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第11号、令和3年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,656万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億354万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険給付費の減額に伴う県支出金2,713万7,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、高額療養費の減などによる保険給付費2,729万円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第16、議案第12号、令和3年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第12号、令和3年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,192万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,373万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、事業費の確定等による一般会計繰入金345万2,000円及び町債710万円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、流域下水道維持管理負担金の確定等による総務費723万円、流域下水道建設負担金の確定等による事業費469万円の減額などでございます。

また、第2条の地方債の補正では、事業費の精査に伴い、限度額を1億6,030万円から1億5,320万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 2ページの使用料でございますが、減った原因は何でしょうか。

〇議長（大瀬戸） 多久見上下水道課長。

〇上下水道課長（多久見） 使用料につきましては、当初、コロナに伴う巣ごもり需要等で増額傾向で見込んでおったんですが、下水道使用料に関しましては、井戸等で、人数で算出しておる部分が大きくて、その部分が見込みより少なめになっておったということで減額のほうをさせていただいております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 見込みというのと、あれがありますからね。人口は減らずに、もう底を打ちましたよね。熊野町の人口ね。

井戸を掘る方が今回ふえたということですか。

〇議長（大瀬戸） 多久見課長。

〇上下水道課長（多久見） 井戸の場合には、その世帯の人数によって、その水量のほう月々決まっておりますので、巣ごもり需要ということで家におられて、水量がふえても、一定の金額をいただくような形になりますので、その部分の見込みが間違ってたということになります。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第17、議案第13号、令和3年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第13号、令和3年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,714万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億945万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金等の減額に伴い、一般会計繰入金1,234万円の減額などがございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による1,669万3,000円の減額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) これも、コロナの影響下と推測するんですが、3ページ目の納付金でございまして、1,670万ほど減っておりますが、原因は何だと思われませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(立花) 減額の主な要因ですけれども、議員お見込みのとおり、コロナの影響等ございまして、受診控え等々ありまして、広域連合からの納付金の減額があ

ったものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） うちどもの、広域連合ですからあれですが、医療改革も課題の一つだったですね。それがこういう形で少しずつプラスが出てるのか。ただ、受診を控えられて重症化されては、まだ今度、費用もふえてまいりますから、このあたりのバランスもぜひ調べていただくようにしていただいて。やはり、健全な医療体制、財務体制に持っていくようにお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第18、議案第14号、令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第14号、令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億2,29

1万円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億3,989万6,000円とするもの
でございます。

歳入の主な内容は、保険給付費の減額などによる支払基金交付金4,141万5,000円、国庫支出金1,114万2,000円、県支出金2,576万9,000円の減額など
でございます。

歳出の主な内容は、介護サービス利用等に係る保険給付費1億4,759万8,000円の減額、保険給付費等が減額になったことに伴う、基金積立金3,790万,000円の増額など
でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ41万円を増額し、歳入歳出予算の総額を991万3,000円とするもの
でございます。

歳入の内容は、サービス収入52万7,000円の増額、繰入金11万7,000円の減額
でございます。

歳出の内容は、事業費において、会計年度任用職員に係る報酬の41万円を増額する
もの
でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第19、議案第15号、令和3年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第15号、令和3年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入予定額を571万8,000円増額し、総額を5億5,037万1,000円とし、収益的支出予定額を228万4,000円増額し、総額を4億9,236万円とするものでございます。

また、資本的支出予定額を1,205万円減額し、総額を9,260万6,000円とするものでございます。

収入の主な内容といたしましては、水道料金や開発事業に伴う負担金等の増額でございます。

支出の主な内容といたしましては、受水費等の増額や給配水事業等に係る委託料等の執行残額、開発申請に伴う工事請負費等の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） お諮りします。

これより日程第20、議案第16号、令和4年度熊野町一般会計予算についてから、日程第25、議案第21号、令和4年度熊野町下水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第16号から日程第25、議案第21号までを一括議題とすることに決定しました。

これより日程第20、議案第16号から日程第25、議案第21号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第16号から第21号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度歳入歳出予算書を御覧ください。

まず、議案第16号、令和4年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ92億2,495万8,000円とするものでございます。

次、2ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、町税23億6,118万4,000円、地方交付税24億8,600万円、国庫支出金15億2,001万6,000円、県支出金7億1,741万3,000円、町債5億7,611万2,000円などがございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費は、11億1,608万6,000円で、筆の里工房事業として、筆の里工房の円滑な運営に係る経費のほか、庁舎維持管理事業などを計上しており、全体の12.1%を占めております。

民生費は、38億8,267万5,000円で、障害者総合支援事業として障害者等のニーズに応じたサービスの給付を行う経費のほか、保育所等運営事業として教育・保育の受け入れ体制を確保するための経費などを計上しており、42.1%を占めております。

衛生費は、8億3,515万8,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、ワクチンの接種体制を整備し、町民に対して円滑にワクチン接種を実施する経費のほか、廃棄物収集運搬事業として一般廃棄物の収集運搬委託による生活環境の保全及び公衆衛生の向上に要する経費などを計上しており、9.1%を占めております。

土木費は、9億9,877万4,000円で、町道呉萩線・呉地・萩原工区改良事業や避難路整備事業など、通過交通の円滑化や、災害時等における安全性を確保するための道路改良事業を実施する経費のほか、筆の里工房周辺整備事業として、引き続き筆の里工房と一体となった観光交流拠点として公園整備を行う経費などを計上しており、10.8%を占めております。

教育費は、8億7,978万8,000円で、学校支援事業としてGIGAスクール構想の推進に向け、引き続きICT機器を活用した教育の実務的支援を行うための経費のほか、町民会館施設管理事業として、講堂の改修工事を実施する経費などを計上しており、9.5%を占めております。

次に、7ページでは、第2表で6件の債務負担行為を、第3表で18件の地方債を定めております。

次に、議案第17号、令和4年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億5万6,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、国民健康保険税4億4,330万6,000円、県支出金18億562万2,000円、繰入金1億4,411万6,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費23億5,221万2,000円、保健事業費2,704万7,000円でございます。

次に、議案第18号、令和4年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,311万3,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料3億7,289万7,000円、繰入金4億5,915万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金8億2,975万4,000円でございます。

次に、議案第19号、令和4年度熊野町介護保険特別会計予算ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億1,021万8,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,349万円とするものでございます。

保険事業勘定についてですが、4ページの歳入のうち、主な内容は、保険料5億4,709万4,000円、支払基金交付金6億3,446万7,000円、国庫支出金5億1,326万9,000円、県支出金3億5,125万円、繰入金3億6,259万8,000円でございます。

5ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費22億8,668万7,000円、地域支援事業費1億309万5,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8ページの歳入のうち、主な内容は、サービス収入731万7,000円、繰入金615万6,000円でございます。

9ページの歳出の内容は、事業費1,349万円でございます。

次に、議案第20号、令和4年度熊野町上水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を5億3,035万2,000円、収益的支出予定額を4億8,082万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を1,815万8,000円、資本的支出予定額を7,970万1,000円とするものでございます。

次に、議案第21号、令和4年度熊野町下水道事業会計予算ですが、令和4年度から上水道事業会計と同様に、地方公営企業法の財務規定等の適用を受けた予算案となっております。

内容につきまして、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を5億5,062万5,000円、収益的支出予定額を5億5,617万4,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を3億7,571万8,000円、資本的支出予定額を5億4,976万2,000円とするものでございます。

また、第5条で1件の企業債を定めております。

以上が、一般会計及び3つの特別会計並びに2つの企業会計に係る令和4年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました令和4年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに各企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員

会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、令和4年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について並びに各企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 14時28分)

(再開 14時28分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に水原議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に水原議員を指名することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより、日程第26, 発議第1号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) それでは、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する発議の趣旨につきまして御説明いたします。

本改正案につきましては、人事院勧告により実施される国の給与改定を受け、当議会

としても議員の期末手当を改正すべきと判断し、提案するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を各期0.05か月分引き下げるものです。

なお、令和3年度の引き下げに相当する額につきましては、本改正案の附則に記載のとおり、令和4年度6月期の期末手当から減額することで調整を行うこととしております。

以上、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は質疑討論を省略し、直ちに採択することに決定しました。

これより発議第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第27、選挙第1号、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

この件につきましては、現在の選挙管理委員と補充員の任期が令和4年3月29日で終了するため、改めて委員と補充員を今議会で選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決まりました。

それでは、お手元の配付しています資料のとおり、選挙管理委員には仁井本義治さん、

吉川眞智子さん、住岡宣博さん、藤川千浪さん、補充員には、1位、高橋直さん、2位、平尾貴子さん、3位立花一郎さん、4位、中川健二さん、以上の方々を議長からの指名推選といたします。

お諮りします。ただいま指名しました方々を、熊野町選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、選挙管理委員には仁井本義治さん、吉川眞智子さん、住岡宣博さん、藤川千浪さん、補充員には、1位、高橋直さん、2位、平尾貴子さん、3位立花一郎さん、4位、中川健二さん、以上の方々が当選をされました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第28、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) 発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議につきまして、案の朗読により、趣旨の説明にかえさせていただきます。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、明らかな国際法違反であり、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害していることは明白である。

また、プーチン大統領は核兵器の使用を示唆するような発言もしている。このことは核兵器の拒絶と世界平和を願うヒロシマの心を踏みにじるもので強い憤りを覚える。ロシアによるウクライナへの侵攻とプーチン大統領の発言に厳重に抗議するとともに攻撃を直ちに停止して、ロシア軍のウクライナ国外への完全撤退を強く求める。

以上、決議する。令和4年3月9日、広島県熊野町議会。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。



これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより発議第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

(散会 10時47分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員